

報告第 14 号

臨時代理した事件(名張市貸付奨学金の預貯金口座振替収納事務取扱要領の一部を改正する要領の制定)の承認について

名張市貸付奨学金の預貯金口座振替収納事務取扱要領（平成 24 年教育委員会告示第 1 号）の一部を改正する要領を別紙のとおり制定したので報告し、承認を求める。

令和 3 年 5 月 6 日報告

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市貸付奨学金の預貯金口座振替収納事務取扱要領の一部を改正する要領の制定について

1. 改正理由

株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行が合併し、株式会社三十三銀行に名称変更することに伴い、様式を改定するほか、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 様式第1号中三重銀行及び第三銀行を削り、三十三銀行を追加する。
- (2) その他所要の改正を行う。

3. 施行期日

令和3年5月1日から施行する。

名張市貸付奨学金の預貯金口座振替収納事務取扱要領の一部を改正する要領

名張市貸付奨学金の預貯金口座振替収納事務取扱要領（平成24年教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「市へ」を「教育委員会へ」に改め、同項第2号中「市」を「教育委員会」に改め、同項第3号中「市へ」を「教育委員会へ」に改め、同条第3項中「市」を「教育委員会」に改める。

第5条及び第8条中「市」を「教育委員会」に改める。

第9条中「市長」を「教育委員会」に改める。

様式第1号中「三重銀行」を「三十三銀行」に改め、「、第三銀行」を削り、「引き落とし（払い込み）」を「引落とし（払込み）」に、「払い戻し請求」を「払戻しの請求」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式による書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

名張市貸付奨学金の預貯金口座振替収納事務取扱要領の一部を改正する要領新旧対照表

改正案	現行
(振替納付の申込み等) 第4条 振替納付の申込みは、次に掲げる手続による。 (1) 振替納付を希望する者は、名張市貸付奨学金口座振替申込書兼廃止届(様式第1号。以下「申込書」という。)に所要事項を記載の上、取扱金融機関又は<u>教育委員会</u>へ提出する。 (2) <u>教育委員会</u>が受け付けたときは、記載事項を確認の上、申込書を取扱金融機関に送付する。 (3) 取扱金融機関は、提出された申込書の記載事項及び当該名義人の口座を確認の上、取扱店日付印を押し、申込書(名張市用)を<u>教育委員会</u>へ送付する。 2 (略) 3 振替納付の開始、変更又は廃止は、原則として取扱金融機関及び<u>教育委員会</u>が当該申込書の受付をした日の1月後から行うものとする。 (口座振替通知及び口座振替依頼通知の送付手続) 第5条 <u>教育委員会</u>は、前条の手続を終了した貸付奨学生に、振替日等を通知するものとする。 2 <u>教育委員会</u>は、口座振替依頼を、振替日の5営業日前までに取扱金融機関へ通知する。 (振替不能分の取扱い) 第8条 取扱金融機関は、預金不足等の事由により振替日に振替不能のものがあるときは、その旨及び振替不能の理由を速やかに<u>教育委員会</u>に通知する。 2 <u>教育委員会</u>は、振替不能の理由に基づき、速やかに振替不能となったことを貸付奨学生へ通知する。 (振替納付の取扱停止) 第9条 <u>教育委員会</u>は、振替不能が相当の期間連続したときは、振替納付の取扱停止の措置を行うことができる。この場合において、<u>教育委員会</u>は、当該口座振替対象者及び当該金融機関に対し、その旨通知するものとする。	(振替納付の申込み等) 第4条 振替納付の申込みは、次に掲げる手続による。 (1) 振替納付を希望する者は、名張市貸付奨学金口座振替申込書兼廃止届(様式第1号。以下「申込書」という。)に所要事項を記載の上、取扱金融機関又は<u>市</u>へ提出する。 (2) <u>市</u>が受け付けたときは、記載事項を確認の上、申込書を取扱金融機関に送付する。 (3) 取扱金融機関は、提出された申込書の記載事項及び当該名義人の口座を確認の上、取扱店日付印を押し、申込書(名張市用)を<u>市</u>へ送付する。 2 (略) 3 振替納付の開始、変更又は廃止は、原則として取扱金融機関及び<u>市</u>が当該申込書の受付をした日の1月後から行うものとする。 (口座振替通知及び口座振替依頼通知の送付手続) 第5条 <u>市</u>は、前条の手続を終了した貸付奨学生に、振替日等を通知するものとする。 2 <u>市</u>は、口座振替依頼を、振替日の5営業日前までに取扱金融機関へ通知する。 (振替不能分の取扱い) 第8条 取扱金融機関は、預金不足等の事由により振替日に振替不能のものがあるときは、その旨及び振替不能の理由を速やかに<u>市</u>に通知する。 2 <u>市</u>は、振替不能の理由に基づき、速やかに振替不能となったことを貸付奨学生へ通知する。 (振替納付の取扱停止) 第9条 <u>市長</u>は、振替不能が相当の期間連続したときは、振替納付の取扱停止の措置を行うことができる。この場合において、<u>市長</u>は、当該口座振替対象者及び当該金融機関に対し、その旨通知するものとする。

(新)

名張市貸付奨学金口座振替申込書兼廃止届

金融機関用

(1枚目)

私は裏面の確約事項を承認の上、下記のとおり申し込みます。

新規
変更
廃止

該当する申請事由を
○で囲んでください。

奨学生番号		申込日		年 月 日	
住 所		〒			
フリガナ 氏 名					

口座名義人		フリガナ	電話番号		通帳届出印		2枚目にも印		
氏名		()							
金融機関※		店 名		種別		口座番号 (左詰めでご記入ください。)			
銀行等		銀行・信用金庫 農協・労働金庫		□普通 □当座					
銀行コード		支店コード		出張所					

※百五銀行、三十三銀行、南都銀行、中京銀行、伊賀ふるさと農業協同組合、北伊勢上野信用金庫、東海労働金庫のいずれか

振替 (払込) 開始年月 日	年 月 分から	区分 (○で 囲む)	月 賦	半 年 賦	年 賦
振替 (払込) 日	各指定日				

取扱い店日付印	検印
	照合
	受付

(不備返却理由) 3. 印鑑相違
1. 預金取引なし 4. その他
2. 記載事項等相違 ()
(店名、預金種目、
口座番号、口座名義)

私は裏面の確約事項を承認の上、下記のとおり申し込みます。

新規
変更
廃止

該当する申請事由を
○で囲んでください。

奨学生番号			
住 所	〒		
フリガナ 氏 名			

申込日	年	月	日
-----	---	---	---

口座名義 人	フリガナ			電話番号			通帳届出印	2枚目にも印
	氏名			()				
銀行等	金融機関※			店 名			種別	口座番号 (左詰めでご記入ください。)
	銀行・信用金庫 農協・労働金庫			本店 支店 出張所			☐ 普通 ☐ 当座	
	銀行 コード			支店 コード				

※百五銀行、三十三銀行、南都銀行、中京銀行、伊賀ふるさと農業協同組合、北伊勢上野信用金庫、東海労働金庫のいずれか

振替 (払込) 開始年月 日	年	月	分	から	区 分 (○で 囲む)	月 賦	半 年 賦	年 賦
振替 (払込) 日	各指定日							

(不備返却理由)

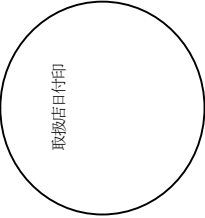
3. 印鑑相違

1. 預金取引なし

2. 記載事項等相違

4. その他 ()

(店名、預金種目、
口座番号、口座名義)



検印
照合
受付

(各裏面)

確約事項

- 1 私が支払うべき奨学金償還金（又は返還金）について名張市教育委員会から貴店に償還明細書に基づいた請求明細が送付されたときは、私に通知することなく、振替日（払込日）に当該納付金額を指定口座から引落とし（払込み）の上、名張市教育委員会の歳入金として収納してください。
- 2 指定口座からの引落し（払込み）に当たっては、当座勘定規定又は普通預金規定にかかわらず、預金通帳及び預金払戻請求書（預金通帳及び払戻しの請求）の提出はいたしません。
- 3 指定口座の残高が振替日（払込日）において、納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく、当該明細書等を名張市教育委員会に返還されても差し支えありません。
- 4 私が解約する場合には、貴店宛てに取消しの届出を行います。なお、期間が満了したとき、振替（払込）期間が満了したとき又は名張市教育委員会から終了の通知があったときは、契約が終了されたものとします。
- 5 この取扱いについて、万一紛議が生じたときには、名張市教育委員会及び私の間で協議し、解決するものとします。

以上

私は裏面の確約事項を承認の上、下記のとおり申し込みます。

新規
変更
廃止

該当する申請事由を
○で囲んでください。

奨学生番号		申込日		年		月		日	
住		所		〒					
フリガナ		氏 名							

口座名義人		フリガナ		電話番号		通帳届出印		2枚目にも印	
氏名				()					
金融機関※		店 名		種別		口座番号 (左詰めでご記入ください。)			
銀行等		銀行・信用金庫 農協・労働金庫		本店 支店 出張所		□普通 □当座			
銀行コード		支店コード							

※百五銀行、三重銀行、南都銀行、中京銀行、伊賀ふるさと農業協同組合、第三銀行、北伊勢上野信用金庫、東海労働金庫のいずれか

振替 (払込) 開始年月日	年	月	分から	区分 (○で囲む)	半 年 賦	年 賦
振替 (払込) 日	各指定日					

取扱い店印

(不備返却理由)
1. 預金取引なし
2. 記載事項等相違 (店名、預金種目、口座番号、口座名義)
3. 印鑑相違
4. その他 ()

検印
照合
受付

私は裏面の確約事項を承認の上、下記のとおり申し込みます。

新規
変更
廃止

該当する申請事由を
○で囲んでください。

奨学生番号			
住 所	〒		
フリガナ 氏 名			

申込日	年	月	日
-----	---	---	---

口座名義 人	フリガナ			電話番号	()		通帳届出印	2枚目にも印
	氏名			金融機関※	店 名	種 別	口座番号 (左詰めでご記入ください。)	
	銀行・信用金庫 農協・労働金庫							
銀行等	銀行 コード			支店 コード		☐ 普通 ☐ 当座		

※百五銀行、三重銀行、南都銀行、中京銀行、伊賀ふるさと農業協同組合、第三銀行、北伊勢上野信用金庫、東海労働金庫のいずれか

振替 (払込) 開始年月 日	年	月	分	から	区 分 (○で 囲む)	月 賦	半 年 賦	年 賦
振替 (払込) 日	各指定日							

検印
照合
受付

取扱店日付印

- (不備返却理由)
1. 預金取引なし
 2. 記載事項等相違 (店名、預金種目、口座番号、口座名義)
 3. 印鑑相違
 4. その他 ()

(各裏面)

確約事項

- 1 私が支払うべき奨学金償還金（又は返還金）について名張市教育委員会から貴店に償還明細書に基づいた請求明細が送付されたときは、私に通知することなく、振替日（払込日）に当該納付金額を指定口座から引き落とし（払い込み）の上、名張市教育委員会の歳入金として収納してください。
- 2 指定口座からの引き落とし（払い込み）に当たっては、当座勘定規定又は普通預金規定にかかわらず、預金通帳及び預金払戻請求書（預金通帳及び払い戻し請求）の提出はいたしません。
- 3 指定口座の残高が振替日（払込日）において、納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく、当該明細書等を名張市教育委員会に返還されても差し支えありません。
- 4 私が解約する場合には、貴店宛てに取消しの届出を行います。なお、期間が満了したとき、振替（払込）期間が満了したとき又は名張市教育委員会から終了の通知があったときは、契約が終了されたものとします。
- 5 この取扱いについて、万一紛議が生じたときには、名張市教育委員会及び私の間で協議し、解決するものとします。

以上